

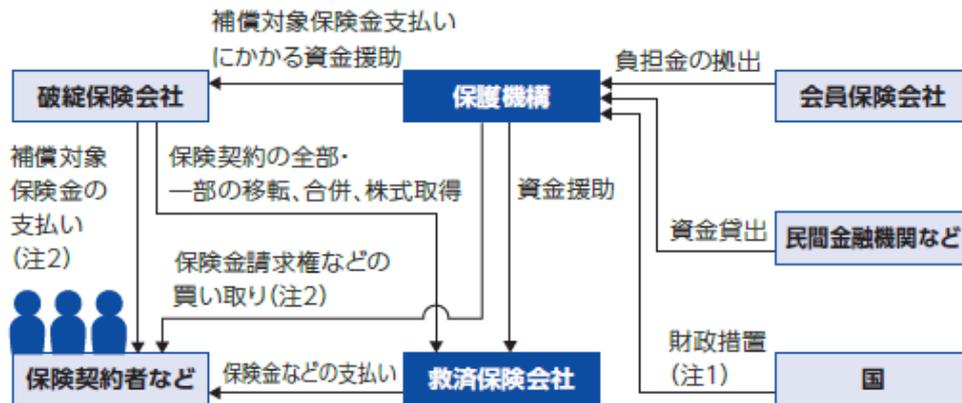
「ご契約のしおり・約款」の一部変更のお知らせ

生命保険契約者保護機構に対する国の財政措置の期限が、2027年3月末まで延長されることになりました。

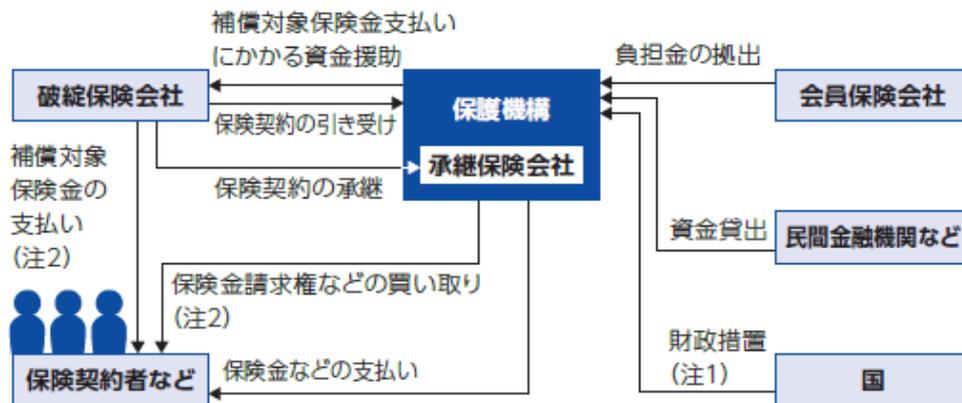
財政措置の対象となるのは、民営化（2007年10月1日）以降にご契約いただいたかんぽ生命のご契約となります。それ以前にご契約いただいた簡易生命保険につきましては、その契約が消滅するまで保険金等のお支払いに関する政府保証が継続します。

【仕組みの概要図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、**2022年3月末**までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります（高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。）。

上記の赤枠内が 2027年3月末 になります。

※ご契約のしおり・約款のご提供時期によっては、上記赤枠内の日付は異なりますが、2027年3月末に変更となります。